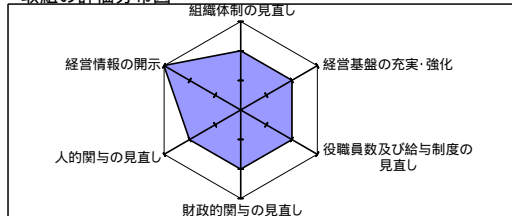


出資法人及び県所管課による評価(1次評価)

取組の評価分布図



個別取組項目の評価総括表

取組み項目	取組の目標達成の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している。
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している。
役員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している。
財政的関与の見直し	ある程度達成している。
人的関与の見直し	ある程度達成している。
経営情報の開示	十分達成している

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

【評価: ある程度達成している。】

経営責任の明確化については、事業実施や基金運用に関して経営感覚を有する人材を出捐団体から役員に登用しており、基本財産運用の実質利率の改善など効率的な運用に努めている。

職員の育成については、自治体国際化協会が実施する国内・海外研修に積極的に参加させ、財団独自の企画・事業実施能力の向上を図ったところであり、19年度以降についても、引き続き研修への積極的参加を推進し、職員の資質向上に努める。

(2) 経営基盤の充実・強化

【評価: ある程度達成している。】

事業の見直し及び他団体との連携促進については、当協会主導の事業を重点的に実施するため、事業を整理統合して事業費の縮減を図るとともに、在県外国人支援事業の一部について民間国際交流団体に委託し、事業執行の効率化を図った。

19年度についても、引き続き、自治体国際化協会補助事業の活用、事業の更なる見直し、市町国際交流団体やNGO等民間団体との連携による可能な業務の範囲でのアウトソーシングを実施することにより、

- ・スリランカを対象とした農業技術研修員受入事業
- ・愛媛県と姉妹提携をしているハワイ州との友好親善を目的とした同州からのインターン生受入事業

など本財団主導の国際協力事業を継続するとともに、
・在県外国人実態調査事業を新たに愛媛大学と共同で実施し、在県外国人支援施策に関する課題と研究を進め、在県外国人のニーズに応じた事業へつなげていくこととしている。

収支構造の改善については、有価証券の運用替えによる基本財産実質運用利率の改善、センターの運営・管理に係る経費の節約、事業の統廃合の実施などにより、財団収支を改善し、将来的な協会の自立を図るため、財政調整基金を積み増しするなどさらに経営基盤の強化を図った。

19年度においても、引き続き、基本財産運用の改善、事業の統廃合を進め、経営基盤の強化を図っていく。

【18年度2次評価に対する対応】

・経営基盤の強化については、有価証券の運用替え、センター運営・管理経費の節減等により財務調整引当金を18年度決算で約250万円積み増しするとともに、19年度予算においても200万円の積み増しを計上した。

・市町・民間団体との役割分担に応じた事業の見直しについては、在県外国人が行う国際交流事業への助成(国際交流団体活動支援事業:決算額207千円)を新たに実施するとともに、19年度予算においては外国人への日本教育事業を協会主催から民間団体への支援事業に内容を組み替えるなどの改善を行った。

(3) 役員数及び給与制度の見直し

【評価: ある程度達成している。】

役員数の削減については、現在、当財団の役員数は寄附行為の定める人数の下限に近い15人(平成18年度末では16人)であり、職員数9名は現時点では適正であると考えられる。

給与水準の適正化については、県の減額措置に応じて、給与カットを行っている。

【18年度2次評価に対する対応】

事業の見直しや統廃合等により事業費は縮減されているが、一方で県の国際交流施策推進の中核的組織として、各市町の国際交流関係団体への支援や団体間の連絡調整の役割が増しており、業務量は削減されていないため、職員、組織の見直しについては、当面の間、現在の水準を維持する必要があると考えられる。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

【評価: ある程度達成している。】

・当協会は地域レベルでの国際交流を行う「地域国際化協会」として、各市町と連携して全県的・広域的な事業を行う役割が求められていることから、県の国際化施策の推進上、県の参画が必要と認められる。そのため、国際交流センターの移転建物賃借料、県派遣職員の人件費及び相談業務等の委託料について県が財政的に関与している。このうち

移転建物賃借料については、平成17年11月にリース契約を更新し、賃借料を大幅に軽減した。

県職員派遣人件費については、県の国際化施策の推進上、引き続き県の参画が必要と認められるため、今年度も2名を派遣している。

相談業務委託料については、在県外国人の相談に対応する相談員の人件費相当額である。

・19年度においても、県の財政的関与が必要であるが、引き続き、補助事業の効果的活用、事業の更なる見直し、業務のアウトソーシングの検討、市町国際交流協会事業との連携などにより、県の財政的関与の低減に努める。

【18年度2次評価に対する対応】

財政的関与の見直しをするためには、県派遣職員の人件費及び外国人相談員の人件費を見直さなければ達成できないが、現状では地域の国際交流団体が十分に育っておらず、事務事業を委ねられないため、当面、市町、民間団体の活動を育てていく必要があり、そのために県の人的関与が引き続き要請される。

(2) 人的関与の見直し

【評価: ある程度達成している。】

現在、当協会のプロパー職員は2名であるが、全県的・広域的な国際化施策の推進のためには、当面は、現在の県派遣職員が必要である。

このため、県派遣職員については、市町及び他の国際交流団体との連携による事業見直し、職員の国内外への研修参加の推進による内部人材の確保、会計事務の合理化などによる事務軽減等に今後一層積極的に取り組むことにより、必要最小限の人数となるよう努める。

【18年度2次評価に対する対応】

事業の整理統合や、新基準に適合した会計ソフトウェアの導入により事務の合理化に努め、当協会が支援・連絡調整機能を発揮できるよう対応している。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

【評価: 十分達成している】

経営情報の積極的な開示については、当協会HPにて、事業予算書・計画書 事業報告書・決算書 寄付行為 役員名簿 基本財産管理運用状況 を公開している。(県庁HP内・県出資法人概要ページにもリンク)

【18年度2次評価に対する対応】

HPにおいて事業実施状況に応じて、適宜、参加へのPR、事業報告などを掲載するとともに、メールマガジンによる広報を行った。職員の海外研修については、HPから自治体国際化協会の海外研修報告サイトへのリンクを貼って、職員が参加した研修の成果を開示している。

4 総合的評価

・経営基盤の充実・強化については、事業の整理統合・内容の見直し、他の国際交流団体との連携の推進、事務の効率化への取組みと基本財産の運用改善により、収支構造の改善が図られ、18年度から新たに国際協力分野での事業が、平成19年度からは在県外国人に関する調査研究事業が実施されており、ある程度目標を達していると考えられる。

・県の財政的・人的関与の見直しについては、建物賃借料の大幅低減による見直しは達成できたが、人的関与及びそれに付随する財政的関与等は、現時点では、県の施策推進上、必要であるため、大幅な改善は難しく、全体としてある程度達成していると考えられる。今後、さらに事務事業の見直し、人材確保の取組みなどにより、県の関与の低減に努めていく必要がある。

・組織体制の見直し、役員数及び給与制度の見直しについては、職員研修の充実を図るとともに、県の給与制度を参考に見直しに取り組んでいくこととしており、県と財団が協議しながら進めていく必要がある。

・経営情報については、当財団ホームページで積極的に事業計画等を公開しており、十分達成していると考えている。